

郡山市立緑ヶ丘中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. 基本方針について

(1) 基本理念

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

それを対処するために

- ① いじめは、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ② いじめは、生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- ③ いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、学校・地域・家庭その他の関係機関の連携のもとに行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの様態】

心理的なもの	<ul style="list-style-type: none">・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。・使い走りやさせられたり、万引きやかつあげを強要させられたりする。・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。・仲間はずれ、集団による無視をされる。・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや、チームに入れない。 ・席を離される。 ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・身体の動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。 ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。 ・存在を否定される。
物理的もの	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたりする。 ・持ち物を壊されたり、隠されたり、捨てられたりする。 ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
インターネットを通じたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 ・パソコンや携帯電話の掲示板やライン、ブログ等に中傷の情報を載せられる。 ・いたずらや脅迫のメールが送られる。 ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

(3) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、次の組織を設ける。

- ① 名称 生徒指導委員会「いじめ防止対策係」
- ② 構成員 校長，教頭，生徒指導主事，学年生徒指導担当，養護教諭，SC
その他校長が求めた教職員
- ③ 組織の活動
 - ・年間計画の作成
 - ・いじめ防止等の取り組み検証，改善，評価
 - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
 - ・いじめ事案に対する対応に関すること
 - ・いじめられている生徒へのケアに関すること
 - ・いじめている生徒への指導に関すること
 - ・関係機関との連携に関すること
 - ・校内研修に関すること
- ④ 開催時期 週1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

2. いじめ防止等に対する取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

① 日常の観察

- ア) 「共感」と「肯定」のもと、生徒と教員との信頼関係の構築に努め、生徒からいじめの早期発見につながる情報が得られるようにする。
- イ) 生徒の小さな変化や危険信号を見逃さない。特に通常とは異なる言動や姿を見たときには、見逃すことなくその時点で事情を聞く。その際には、生徒の言い分だけでは判断せず、正確な情報収集に努める。
- ウ) 生徒の欠席状況の確認を行う。その日欠席した際は、様子等聞くため電話連絡を行う。3日続けて欠席した際は、家庭訪問等を行い、生徒の状況把握に努める。

② 日常の教育活動において

- ア) 相手を思いやる心や、善悪の判断等の道德心を培い、良好な人間関係を築く素地を養うことが、いじめを防止につながることを踏まえ、すべての教育活動を通じた道德教育及び体験活動の充実を図る。
- イ) 生徒一人一人が自己肯定感をもち、活躍できる場を設けるために、授業や行事、部活動等で集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

③ 情報交換

- ア) 教職員相互が積極的に情報交換を行い、学級担任等が一人で抱え込まないようにする。
- イ) 学級担任、教科担任、部活動顧問等の情報交換を密にする。

④ アンケート調査、教育相談等

- ア) 年3回（5月、9月、1月）にいじめ実態把握アンケート調査を行う。
- イ) 年2回（4月、11月）に教育相談を行う。

⑤ 保護者や地域、関係機関との連携

- ア) 授業参観やPTAの行事、電話・家庭訪問等により保護者と連携し、生徒の変化を見逃さず、情報を共有する。
- イ) 補導活動や地域の行事等の機会を捉えて、地域や関係機関との情報交換に努める。

⑥ 教職員の研修

- ア) いじめの防止等対策に関する研修会を実施する。（年3回、いじめ実態把握アンケート調査後に実施）

3 いじめに対する対応

(1) 初期対応

- ① いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

- ② 些細な兆候でも見逃すことなく早い段階からの確に関わりをもつ。
- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導担当、学年主任、管理職への報告・連絡・相談を確実に言い、情報を共有する。
- ④ 関係した生徒双方からの事実確認を行い、正確な事実把握を行う。

(2) 早期解決に向けた対応

- ① 校長のリーダーシップのもと、情報を共有し、役割分担を行い組織で取り組む。
- ② いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒に対する指導、支援を状況に応じた的確に行う。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、関係機関との連携を図る。
- ④ 法を犯す行為が伴う場合は、早期に警察署に相談し協力を求める。
- ⑤ 生徒・保護者への対応

いじめを受けた生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認とともに、当該生徒の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、自信を持たせる言葉かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。 ○保護者に対しては、いじめを発見した日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を直接伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
いじめを行った生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめた気持ちや状況等について十分に聴取し、生徒の背景にも目を向ける。また、心理的疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人間として決して許されない行為であることを認識させる。 ○保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。また、生徒の変容を図るため、今後の係わり方等を一緒に考え、具体的な助言を行う。
いじめが起きた集団への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。 ○いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

(3) 再発防止に向けた対応

- ① いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、基本方針を見直し、いじめのない学校づくりに努める。
- ② ネットいじめへの対処
 - ア) 教職員は、インターネットの特殊性による危険性を十分に理解し、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
 - イ) ライン、掲示板等への誹謗、中傷等の対応は次の手順とする。
 - 書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存する。(プリントアウトが困難な場合は、デジカメ等で撮影する。)
 - 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求を行う。(管理者にメール送信)
 - 管理者への連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない場合、プロバイダーへ削除依頼する。
 - 削除されない場合、警察や法務局に相談する。
 - ウ) ネット上のいじめ防止には、保護者の協力が不可欠であることから、保護者会や研修会等の機会をとらえ、フィルタリングの設定等の予防策や家庭におけるルールづくり等、啓発活動を強化する。

4. 重大事態への対応

重大事態とは、

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いとは

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な被害を受けた場合
- ・ 金品等に重大な被害を受けた場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

※生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いとは

- ・ 年間30日を目安、一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査

(1) 重大事態の調査

- ① 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 事実を明確にするための調査は、市教育委員会附属機関「郡山市いじめ対策委員会」が実施する。学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒や保護

者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、調査機関に対して積極的に資料を提供する。

5. その他

(1) 学校教育自己診断における取り組み検証

- ① いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価アンケートにいじめに対する取り組みの項目を設ける。
- ② 生徒アンケート、保護者アンケート等を実施しアンケートの結果を検証し、取り組みについて改善を図る。